

検討課題6 研究開発の固定資本形成の計上 (2008 S N A 勧告への対応)

1 検討課題

研究開発の固定資本形成の計上に向け、内閣府と総務省で連携し、必要な対応について検討する。

2 前回の議論

- ・ 権利の帰属については、個々の契約書に記載されており、その内容を調べないと分からないのではないかと。契約にも様々なケースがあるため、それらを一つずつ拾っていくのは、記入負担が大きい。負担が大きくなると調査票の回収にも影響が生じる。
- ・ “研究成果の帰属”割合に応じた研究費を直接把握することは非常に困難であるため、委託費などの“名目”の観点で把握することも考える必要がある。
- ・ 名目で把握するには、いわゆるバイ・ドール法が適用される場合の研究費を除外する必要がある。

※ これらの意見を踏まえ、事務局において、さらにヒアリングを行うこととされた。

3 ヒアリング結果

ヒアリングの結果、「可能」と「負担になるが可能」を合わせて5割強となったが、可能と答えたところは、「件数が少ない」など限定的な場合であった。

なお、ヒアリング対象の大半は、「バイ・ドール法を意識した委託費の管理はしていない」とのことであった。

委託費の把握に関するヒアリング結果

組織	委託費(※)に関する記入の可否			計
	可能	負担になるが 可能	困難・不可能	
企業	2	8	6	16
製造業		8	6	14
非製造業	2			2
大学	3	6	10	19
国立	2	2	7	11
公立		1	1	2
私立	1	3	2	6
合計	5	14	16	35
	14.3%	40.0%	45.7%	

※バイ・ドール法に
該当する分を除く

○主なコメント

(1) 「可能」と答えた客体

- ・ 件数が少ないので回答可能。NEDO、JST、経産省からの受入れがほとんどで、その大部分はバイ・ドール法の適用になると思う。
- ・ 受入れの大部分はバイ・ドール法の適用になる。また、研究の結果で生じた知的財産は、原則として大学に帰属することとなる（調査項目は意味をなさないのではないかと）。

- ・バイ・ドール法が適用になるものはない。全て委託者側に帰属する。
- ・独自のデータベースで契約ごと一括管理している。

(2) 「負担になるが可能」と答えた客体

- ・負担が増えるものの、契約件数が少ないので契約書類の確認はできる。しかし、バイ・ドール法を意識した整理はしていない。
- ・総額を概数で報告するなら可能。総額に対する割合で回答するほうが負担は少ない。国、NEDO からの研究費がバイ・ドール法の適用になると思う。
- ・権利関係を協議で決めることもあり、契約書等を個別に確認することから、負担は増える。
- ・社内調整負担が増大する。
- ・契約書を1件ずつ確認するので負担が増大するが、件数が多くないので回答は可能。経産省、文科省、農水省からの受入れがほとんどで、その大部分はバイ・ドール法の適用に該当すると思う。

(3) 「困難・不可能」と答えた客体

- ・バイ・ドール法を考慮して回答することは困難。
- ・国からの研究費にはバイ・ドール法が適用されると思うが、成果の帰属の観点で研究費を管理していない。各研究所の実態を把握する必要がある。
- ・膨大な契約書を1件ずつ確認するので負担が増大するため、現実的に不可能。総額に対する割合（概数）なら可能かもしれない。国（経産省）、NEDO からの研究費がバイ・ドール法の適用になると思う。
- ・契約書を1件ずつ確認するので負担が増大するため、現実的には不可能。全国40カ所の拠点からデータを集めているが、窓口すべてに理解させるのは困難。なお、受入れの一部は、バイ・ドール法の適用がされているものもあると思われる。
- ・契約書を1件ずつ確認するので負担が増大するため、現実的には不可能。新たな仕分け、管理作業が発生する。知財部門と会計部門のデータリンクが必要。全国の研究拠点に新規項目を周知徹底するのが困難。
- ・膨大な数の契約を個々に確認する必要がある上、財務部門と研究部門の各情報をマッチングさせる必要がある。現状のシステムでは対応できない。
- ・名目別の管理はしていない。契約書を1件ずつ確認することになるので、現実的には不可能。合計だけでも、作業負担は変わらない。

4 ヒアリング結果等を踏まえた検討

① 結果精度の確保

ヒアリングの結果、「困難・不可能」と答えた客体の割合は約46%であり、その大部分の意見が「契約書を1件ずつ確認する必要があり、事務負担が大幅に増大することから対応不可能・困難」となっており、その他「合計だけでも作業負担は変わらない。」という意見もあった。また、「負担になるが可能」と答えた客体の割合は約40%となっているが、「総額を概数で報告することは可能」、「契約件数が少ないので可能」などの意見があることから、記入が可能となるのは限定的な場合である。

このことから、未記入及び概数での回答が半数以上を占めることが予想され、結果精度を担保することができないため、統計法第13条に規定されている報告義務を課して正確な回答を求める基幹統計調査の調査事項として新設することは極めて困難であると考えられる。

② 既存の結果を用いた分析

平成 24 年調査結果からを見ると、内部使用研究費のうち「自己資金」から拠出した割合は約 84%、「資金拠出主体が研究実施主体と同一組織区分」の割合は約 6%となっており、それに客体ヒアリング及び経済産業省のバイ・ドール制度担当から得られた情報から「国・地方公共団体が資金拠出主体の場合、研究実施主体に成果が帰属すると仮定できる」研究費の割合約 7%を加えると、成果の帰属先が特定できる研究費は合計約 96%となる。

このように、既存の結果から大部分の成果の帰属先は把握できるため、新たに記入負担を課してまで調査項目を新設する必要性は乏しいと考える。

5 事務局案

上記 4 のとおり、調査事項を新設することは極めて困難であり、また、既存の結果から大部分の成果の帰属先が把握できることから、成果の帰属先の特定に係る調査項目は新設しないこととしたい。本課題への対応としては、内閣府と総務省で連携し、調査票情報の二次利用を含め、より詳細な資金の流れの把握について、既存の統計情報の利活用を進めていくこととしたい。